

第5 証人尋問の概要

1 証人尋問の概要

地方自治法第100条第1項の規定により出頭を求めた証人に対する尋問は、平成17年8月10日の第4回委員会から12月17日の第24回委員会までの間、延69人（実人数45人）に対して行った。

証人尋問の主な内容は以下のとおりであり、証人別、調査事項別にそれぞれの証言をまとめて記載した。

調査事項（再掲）

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する事項

「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

ア 懇談会等に対する知事後援会の費用負担等について

イ 稲荷山養護学校改築事業における知事後援会関係者の働き掛けについて

ウ 「おはなしばけっと号」のデザイン変更について

住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

第4回委員会（平成17年8月10日）の概要

証人 矢澤久男（元県土木部下水道課長）

田中利喜夫（元県土木部下水道課技術専門幹）

早川 守（元県土木部下水道課副参事兼課長補佐）

矢澤久男証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 12月25日以来、私とすれば無理難題な指示で苦労しただけで成果がなかったと思う。
- ・ 14日の「下水道公社について」という文書の疑問点があり、17日の朝に小市土木部長に確認を依頼した。部長が近藤氏に確認し、その日のうちに「H15 下水道公社発注について」という文書を部長から受け取った。
- ・ 平成14年12月25日の「下水道公社改革の方向」の書き方等を見ると小林誠一氏が書いたものではないかとの感じを受けていたが、部長から小林誠一氏と相談して今後の対応を決めると言われた時点ではっきり、12月25日の文書も小林誠一氏が作成したという印象を受けた。2月14日に「下水道公社について」の文書が出されてから、17日の確認等を部長や政策秘書室を通じて小林氏と行ったのは、小林氏の方針で動いていたものと認識している。
- ・ （知事後援会幹部の働き掛けについて）利害関係者である立場からすれば、好ましいとは思っていない。15年度から17年度の入札結果等をみれば、利害関係者としてかかわってきたということを認識せざるを得ず、働き掛けた成果もあったと認識している。

田中利喜夫証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 平成13年の暮れに当時の下水道課長とともに、小林誠一氏と思われる人物に会った。文書で要求があったため、それに基づいて下水道課と公社で検討し、回答をまとめ、政策秘書室に提出した。

早川守証人証言

【 に関する証言】

- ・ 「下水道公社改革の方向」という大きな命題が示された中で、その方向は青天の霹靂であると上司等から聞いている。
- ・ 小林誠一氏の意向に沿った形で文書等が来ていたのではないかと思われる。

第5回委員会（平成17年8月11日）の概要

証人 田中邦治（元県下水道公社専務理事）
笠原 武（元県下水道公社専務理事）

田中邦治証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 小林氏に相談するといいかもしれないと知事から言われた。
- ・ （平成15年1月21日付け「『下水道公社改革の方向』についての検討結果」について）たたき台を下水道公社でつくれという部長からの指示があり、すぐ取りかかった。この文書に「はじめに」という記述をしているが、私が加えてくれと言ったのは、知事は下水道のことをあまり知らないのではないかと、理解していないのではないかとということ思ったからである。

笠原武証人の証言

【 に関する事項】

- ・ 小林誠一氏から面会を求める電話があり、平成14年2月5日に下水道公社専務室において、当時の下水道公社の技術部長が同席した上で小林誠一氏と面会した。小林氏は下水道事業に対する個人の考え方、基本的には12月28日の問題提起等の内容を述べた。私からは下水道公社としての考え方を話した記憶がある。
- ・ 平成13年度当初から、維持管理の入札方法は、流域下水道と広域維持管理について、下水道課と下水道公社で見直しの検討をしていた。その中で、平成12年12月県議会で、入札に地元業者を配慮してほしいという要望があったと聞いており、13年12月県議会の前に、県内の地元維持管理業者から入札参加の受注の機会という要望も、下水道課と一緒に受けている。

第6回委員会（平成17年8月12日）の概要

証人 小市正英（元県土木部長）
田中利喜夫（元県土木部下水道課技術専門幹）
近藤 眞（元県政策秘書室職員）

小市正英証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 当時の政策秘書室の担当の近藤氏から会ってほしいという話があり、政策秘書室の応接室で会った。
- ・ 小林誠一氏から15年度は市町村の方でも問題等があるようなので、15年度は現状の方式でいいので、15年度中に新しい方向への検討をしてもらいたい旨の話があった。
- ・ 知事の意向を受けて最終的な方針を決めるという過程の中で、知事も技術的な内容はわからないから、少なくとも小林氏の意見を反映しておかなければ、知事の了解を得られない。

田中利喜夫証人の証言

【 に関する証言（証言訂正）】

- ・ （最初に働き掛けのあったのは、2001年の12月で間違いはないかとの尋問に対して）平成12年11月8日に同様の働き掛けがあったというメモを発見したので、今回そのことを証言したい。

近藤眞証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 小林誠一氏を平成15年1月頃からは週に1回程度、2月から4月は、多い週は2度、3度は見かけていた。政策秘書室の応接が空いていたときには、そこに入っていた。空いていなければ、ソファに座っていた。
- ・ 2月14日の10時ないしは11時頃、小林誠一氏が政策秘書室へ来て、土木部長に会いたい旨、言われたため、土木部長と調整し、午後1時に政策秘書室で、土木部長と小林誠一氏と私で話をした。
- ・ 小林誠一氏の反応について、特にリアクションのない、そういうことだろうねという感じだったと思う。
- ・ 小林誠一氏から意見を聞くということであれば問題ないと思うが、意思決定に参加するということであればおかしなことだと思う。「下水道公社について」を小林氏に見せなくてもよかったが、決裁とか決定にかかわったということまではいかないと思う。
- ・ 小林誠一氏とは、ペーパーを見ながら相談等を行ったことは絶対はないが、えん曲的に聞いた部分もある。面談してのやりとりは複数回あった。
- ・ 知事へ報告はしなければならないので、いくつかの問題点を書いて、大月氏と2人で相談して「下水道公社について」を作成し、知事に報告してもらった経過がある。

- ・（小林誠一氏について）究極なボランティアだと思って仕事をしていると言っていた。私は、小林氏は仮に発注方法が変わっても入札しないという前提で話を聞いていた。今年になり報道されたときは、非常に残念であった。改革をするということであれば入札すべきではなかったと思っており、非常に残念である。

第7回委員会（平成17年8月17日）の概要

証人 小市正英（元県土木部長）

小市正英証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 私どもは12月25日の指示を受け、それをスタートとして、知事からの方針をもとに検討してきた経過がある。平成14年12月25日以前に下水道公社改革に関する具体的な話は、知事からはなかった。
- ・ 市町村も、急に方針を変えることについては、年度末も近く、委託業者とは契約を継続してやってきているというような状況の中で、性急すぎ、市町村からの理解が難しいということがあって、最終的には15年度は従来どおり随意契約となった。
- ・ 実態としては小林氏が12月の方針についてもかなり深くかかわっていると思っており、下水道課でもそういう認識だった。
- ・（小林誠一氏について）下水道事業にかかわっているということは事実であり、私もそういう方が政策秘書室や知事の政策アドバイザーというような立場にいることに関しては、こういうことでいいのかという思いは確かにあった。当時は知事の意向ということでやっていたが、現状で考えると小林誠一氏の影響が非常に大きい中で動いたということは、非常に問題であると思う。
- ・ 下水道以外の事業では、土木部が直接政策秘書室から、外部の第三者からの意見を徴して、それを知事の意向として持ち込まれたという記憶はない。

第8回委員会（平成17年8月19日）の概要

証人 矢澤久男（元県土木部下水道課長）
 田中利喜夫（元県土木部下水道課技術専門幹）
 近藤 眞（元県政策秘書室職員）
 田附保行（元県土木部下水道課長）

矢澤久男証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 2月14日に「下水道公社について」という方針が出され、この中で私が見て疑問点が2点ほどあった。千曲川流域の下流処理場で、14日のときに随意契約とするという条件がついていたもので、収賄事件で県の指名停止になっていたため、入札しなければならないということのものと、13年当時に検討されて、3年に1度の入札をとという事項があり、佐久南部の広域が該当していた。

14日の文書では随意契約という指示であり、これについてどういう扱いをしたらいいのか疑問に思ったため、当時の小市部長に確認していただけないかということでお話したら、近藤氏に確認をお願いするということであった。あと、その日のうちにこの「H15下水道公社発注について」という文書を部長から私はいただいた。

田中利喜夫証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 今思えば知事後援会幹部の指示があったかなと思う。

近藤眞証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 「H15下水道公社発注について」という文書を作成し、小林誠一氏に伝えた上で、土木部長に文書を渡した。
- ・ 小林誠一氏に文書を見せた行為はうかつな行為であったと思う。県内部の意思形成過程にあるものを、県庁外の人に見せる必要はないということである。
- ・ 土木部長から確認の話があったので、文書の詳細を大月企画員と私が詰めた。土木部長から電話があったのは、午後の遅い時間だと思う。知事に決裁をもらった時間は、遅かったと思うが、記憶にない。「下水道公社について」及び「H15下水道公社発注について」の2文書が知事のところに行って、それで決裁になった。

決裁は大月企画員が担当している。大月企画員から知事に説明し、これで了承がとれたという報告を受けて、部長に持っていったと思う。

時系列的には、知事の詳細を得るのがあとになっていると思う。

田附保行証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 平成15年10月29日の維持管理業務の入札方法及び公社の組織見直しについての検討結果の知事に説明した内容は、記憶がはっきりしない。入札に関して「部内で検討したメンバーは、土木部長と監理課長、下水道課の係長以上の職員で検討した。
- ・ （小林誠一氏について）県内企業の実績が乏しく、下水道の運転管理業務への参入が非常に難しい状況の中で、県内企業をそういう方向へ持っていきたいという熱意はかなり高かった。特に自分の会社だけに対する利益誘導というものは、私からすれば全く感じられなかった。
- ・ 小林誠一氏からの働き掛けによって県内企業優先とした入札制度にしたことは一切ない。また、小林氏が後援会幹部ということがわかった後、打合せ等への出席を断るか、私が出席しないか、どちらかの道があったが、そういったことは非常にしづらい立場、環境にあったことは事実である。

断ると不利益が当然出てくるという認識はあった。県のトップと通じており、下水道については、特に小林氏の関心があったため、向こうの要望にすべてこたえるというわけでもないが、話ぐらいいは聞かなければならない状況にあった。不

利益について考えていたことは、異動等に影響する可能性は十分あると考えていた。

- ・ チャレンジ制度があり、私も下水道の関係は、千曲川の下流の管理事務所に3年おり、下水道課の前は下水道事業団に2年いた。特に下水道の設備費が高いことに関心を持っており、このことについて、私の意見を申し上げた記憶がある。私自身、下水道課は私の能力に合った職場ではないと考えていた。機械で採用されており、例えば千曲川流域下水道建設事務所には土木の技術屋さん結構多いが、機械とか電気もかなり関係あるので、そういう方で私の能力が生かせればとチャレンジをした。

第9回委員会（平成17年8月31日）の概要

証人	小市正英	（元県土木部長）
	田附保行	（元県土木部下水道課長）
	松野賢衛	（元県土木部下水道課課長補佐）
	中野守雄	（元県土木部下水道課課長補佐兼流域下水道係長）

小市正英証人の証言

【 に関する証言 】

- ・ 知事へ10月の下旬に、流域下水道の考え方について、16年度に向けての方向性の話をした経過がある。流域下水道の維持管理業務の入札の参加資格についても、従来は県外と県内のJVだけであったのを、県内だけ、また県内同士のJV等も追加をして検討するというようなことも含めて、知事へ方針を話した経過がある。その後、16年度の入札に向けて、下水道課、公社で検討したが、下水道課内でも流域下水道の維持管理を県内企業だけで大丈夫なのかどうかの議論等もあり、時間が経過してしまったというのが事実である。
- ・ 2月24日の下水道課課長補佐からの報告の中では、中止の方向で検討するようになるといって、その段階では中止ということではとらえていない。2月25日に下水道課長から、締め切ったが応札者が非常に少なく、諏訪湖は2JVが応札したが、1つは失格になった。3流域は、3単独と1JVで4者の応札があった。そのうち、1社が今回の入札に合わせて県内に本社を移した者が入っているが、条件的には対象になるという話があった。
- ・ 経営戦略局の政策秘書から来る指示は知事の指示と受けとめ、仕事をしていたので、指示というのは知事の指示、知事の意向であると受け取っていた。我々は（知事と政策秘書は）一体で考えているので、一体的に作業が行われて指示が来ると受けとめている。状況によっては、任されて判断をしているものもあると思うが、下水道に関しては、知事も含めて、そういう指示があったと受けとめている。
- ・ 9月定例会終了後に小林誠一氏が来て、県内業者優先という方向でやってほしいということであり、具体的に入札等の話はなかったように思う。特に技術的なことは、県内業者に下水道公社が技術支援をしてほしいというような話があって、下水道課長からいろいろ応答するというような内容だったと思う。

9月定例会終了後に小林誠一氏と会ったことについては、田附氏から話があって、私も記憶を戻したということであり、その内容も、こういうことだったという話を聞いた。技術支援の話については、課長の方で対応したと思っている。

- ・ 県内業者を優先していくというのは、土木部全般の方針であるが、性急で、吟味が必要ということに関しては、反省する点はあったと思う。全部とは思わないが、内容によっては下水道行政がゆがめられたという問題もあったのではないかとと思っている。
- ・ (知事イコール後援会幹部という感覚について) 決めつけではないが、そういう思いがあった。

田附保行証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 2月24日に下水道課課長補佐が経営戦略局担当者から聞いたという話を私も聞いている。経営戦略局から早くやれという意思表示がされたとも認識していた。25日が申請の締め切りであり、何社申請があったかは、25日か26日の朝一番に部長へ報告した。
- ・ 県議会が終わった前後に、私のところへ電話があり、部長とも会って話をしたいということなので伝えておいた。私が呼ばれたときには、小林氏は部長室へ入っていた。それで、9月県議会で陳情が採択され、一般質問もされた経過がある中で、ぜひ県内企業優先とした入札にしてほしいという話があった。そのときに、県内企業は非常に技術的なノウハウが乏しいということで、下水道公社の技術的なサポートは欠かせないということは、私が前から主張しており、そういう話をした。

【 に関する証言】

- ・ コピーして2人以上が共有しても個人的なメモではないかという考え方でいた。

松野賢衛証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 経営戦略局の担当者が2月24日の何時ごろ来たか記憶にないが、当時、下水道課長が不在であり、私が在席していたため、口頭電話記録簿に記録してあることを言われたので、そのまま記録した。経営戦略局の担当者が言ったのは、知事がこういう判断で指示をしたと言ったので記録した。

【 に関する証言】

- ・ 10月6日に情報公開請求があったときに、庶務に連絡があった。まずどういうものがあるか、思い浮かべたが、私自身、4月17日に公務中に出席した会議の記録をつくっていたので、それは当然公文書に当たるのではないかという認識であり、当然公開するものという気持ちはあった。
- ・ どういう文書があるか、洗い出し作業をする中で、多分、課長は公文書という認識は初めからなかったと感じる。課長に対して、課長自身で文書学事課の見解を確認した上で、私も含めて納得しない職員が何人かいたので、説明をしてもらいたいとお願いをした。かなり課の中でも激論になり、他の何人かの職員も確かに公文書ではないかということで、課内は一時騒然となった気がする。

- ・ 日にちははっきり覚えていないが、課長は、自分自身でしっかり判断できるというような状態ではなかったかもしれない。田附証人も県庁へ転勤して、かなり大変な業務をやってきたかと思うが、課の職員と気持ちを同じくして仕事を進めるということが、難しかった経過もあり、課の職員はかなり不信感を持っていたという状況もあった。課長がメモだと言っても、課の職員は納得しない状況があったと思う。そういう中で、課長も、どう課の職員を説得したらいいか、かなり苦戦し、悩んでいたと認識をしている。田附課長は、個人的なメモだと言っていたが、そのうちに岡部氏が課へ来て、課長と何回か打ち合わせをしたり、課長が岡部氏の所へ行ったりして調整をしているという感じであった。
- ・ 田附証人が文書を破棄したかどうかは、課の職員は承知していないと思う。4月16日の下水道公社が作成した文書、4月17日の会議記録、4月23日の記録、5月20日の記録の4つの文書があったと記憶しているが、そのうちの4月の3つについては、課長から話があり、私が5部コピーをして、係長級以上の職員に配付し、原稿は課長に返したという経過がある。10月に入って公開請求が出てきて、田附課長から、あれは私的メモなので回収するという話があり、私と技術専門幹は、写しを渡した。他の職員についても、課長は職員を数人ずつ集めて、文書学事課の見解を説明した上で、メモを私へよこしてくださいという説明をしたと思う。

中野守雄証人の証言

【 に関する証言 】

- ・ 公開請求の対象公文書は、業務用ファイルにファイルされていた。
- ・ 公開請求があったのが10月6日だが、土木委員会が6日、7日であったため、立て込んでいた。8日に初めて課長のところへ集まり、この対応をどうするかという議論をした。

内容を見ると明らかに仕事にかかわることであるため、これは公文書であるから、公開請求があれば公開しないと後々こういう事態になると考えた。マスコミが公開請求するということは、何らかの情報を入手していると考えた。

課長は当時退席をしたりしていたため、多分裏でだれかが動いているということは、課員は大体想像できたことだと思う。これは私的なメモだと理解していた課員は誰もいないと思う。働き掛けの文書は何があるかということで付近に集まったかと記憶している。

また、情報公開請求書を見て、後援会元幹部の働き掛けの文書はすべて出せということで、議論になった。当時、課長の前に役付以上が集まったと記憶しているが、当然私は、そういう文書は記憶の中にあり、当然これは公文書ではないかという発言はした。

私的なメモを半年もとっておくということはないと直感的に思うし、内容を見ると、仕事そのもののことである。働き掛けの有無は別にしても、公文書で出すべきではないかという議論になった。

- ・ 私が課長と議論したのは10月8日、1回だけである。私は9日は休暇をとって、10日に異動の内示があり、翌週は異動の関係で国等にあいさつ回りをしていた状況であった。私の後任の引き継ぎが16日に行ったが、公開請求があつてこの綴り

中に入っているから、その文書を課長に出すか出さないかというのは当然後任者にゆだねていた。結果的に残ったということは、課長の指示に従わなかったということだと思う。

第10回委員会（平成17年9月1日）の概要

証人	宮津雅則	（元県経営戦略局政策促進チームリーダー）
	野崎 真	（元県経営戦略局職員）
	羽生昭広	（元県経営戦略局職員）
	田中邦治	（元県下水道公社専務理事）
	岡部英則	（元県経営戦略局参事）
	田附保行	（元県土木部下水道課長）
	松沢克典	（元県下水道公社管理係長）

宮津雅則証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 小林誠一氏の電話番号が書いてあるので、電話したかもしれない。そのときに、私の承知している範囲は、田附課長と小林誠一氏が話したことがあり、働き掛け云々ではなくて、個人として意見を聞いたことがあるのかなのかという話であったと思う。小林氏と田附課長の面談を文書にしたという話は、小林氏からも聞いたかもしれない。ただし、私が申し上げたのは、その文書を残すのか、文書で残したときに公文書かどうかという判断は、下水道課がするべきではないのかという話はした覚えがある。

野崎真証人の証言

【 に関する証言】

- ・ （松野賢衛証人が作成した口頭電話記録簿について）知事から次の指示があったという言い方をしてはいないはずだが、下水道課で受け取ってこういう表現になったのかもしれないということは指摘させてもらうが、私はこう思うと言ったことは、確かに書いてあるとおりである。
- ・ 知事にも相談してあるというようなことを、もしかしたら言ったかもしれないというはある。土木部がそう受けとめる可能性はあるということは感じる。
入札の最終判断は、当然土木部が行うことなので、自分なりに考える中で、1回中止した方がいいのではないかと言った記憶はある。土木部長が最終的に判断するものだと思っており、私も一緒にその中に入って、私の意見を言わせてもらったととらえていた。
- ・ この件に関しては、知事から具体的に指示は一切受けていない。私のパソコンに、この入札に関して、入札から作業開始までの期間が短すぎて応札できないという匿名のメールが入り、それを見て調べ始めた。
知事と1度は相談しており、下水道課に私の考えを伝える前に、こういう問題が起きていて、私としては、土木部にもこういう方向で話をしたいという相談はしている。入札を止めた方がいいのではないかとと思うに至って、土木部とこうい

う話をしたいと思うと、知事に言っている。そのとき知事からは、この件は、あなたと土木部がよく話し合っ決めてくれと言われていた。その後は、全部結論が出るまで特段知事には相談していない。知事とは、中止ということまで含めて話したように記憶している。

私が知事に話した時点ではそれは私の意見であって、知事からはその意見でいいよというお墨つきをもらったとは、私は全然理解はしていなかった。これから土木部と話すという点を理解してもらったと考えている。

おそらく知事は最終的には土木部が判断することだと思っていたと思うが、その過程において、問題点を土木部にも提示しながら話をせよという部分については、知事が直接土木部長と話すのではなくて、私に委任されたのかなという気はしている。

- ・（中止した方がいいというのは、野崎証人が全く1人で判断したことについて）そのとおりである。
- ・ 小林誠一氏には、私から1度電話をしたことはある。この入札は期間が短すぎるという話があるが、率直に言って、業者から見てどうなのかということをついた記憶がある。小林氏も、同業者から2、3同じような声は聞いていると聞いたことは覚えている。（5日しか期間がないことは）知っていたと思うし、後から見れば小林氏が役員を務める法人も資格申請しているので、知っていたと思う。この入札の問題に関して、小林氏から電話が来たことはない。

羽生昭広証人の証言

【 に関する証言】

- ・（小林誠一氏からの下水道事業に対する提言、具体的なアドバイス等の有無について）具体的な話をは下水道のあり方検討委員会の中間取りまとめのときに、こういった方向で出したらいんじゃないかというような話を1回受けたことがある。それから、知事が諏訪湖流域下水道を視察したときに、せっかく視察したのであれば委員会で、はっきり指摘した方がいいのではないかというような話をいただいたことはある。

田中邦治証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 私の部屋へ来たときは、私は何も言わなかった。小林氏が下水道課長に「流域は県内の業者にやらせるように頼む」と言ったら、課長は「ええ、いいですよ」と答えた。私は、課長が一人でそんなことを答えてしまっているのかと思った。例えばその技術支援をやるには公社も関係が、私はそういうことを相談してから答えるべきだと言っているものを、一方的にやりますよと答えてしまった。そのときに一番驚いたのは、一番難しい溶融炉を持っている諏訪も含めて返事をしてしまっているの、私はすごい人だなと思った。
- ・ ある日の夕方、下水道課の課長補佐に呼ばれ、下水道課に出向いたところ、4流域を県内業者でできると公社の専務が言ったから私は受けたと下水道課長が言った。私はそのときものすごく怒った。
県が県内業者にやらせるから公社も支援を頼むということになれば、公社と

しては言うことはないし、県内業者の選定基準は下水道課が決めることで、公社に相談するのならいいが、専務理事が了解したから答えたというのは、とんでもない話で、私にはそんな権限がないとはっきり言った。

そのとき課長は、私のそばへも来ないで端の方で聞いていた。

私は技術的なことはわからないので、部下に必ず聞く。技術支援をするためにできている公社なのに、そこへ技術支援の話をするとは考えられず、もし、慣れない県内業者がやるのであれば公社の技術者を増やしてもらいたいという要望は必ず出す。だから技術支援の話は一切なかった。

その後、下水道課の専門幹と課長補佐が公社に寄って、小林氏に話をするよう依頼されたため、諏訪湖については県内業者は難しいと電話をした。多分、小林氏も県内業者だけでやるというのは不安があると考えていたと思う。あのときの様子では、課長がまさか諏訪までいいと課長が言うとは思っていなかったと思う。小林氏も、私がぜひお願いしますと言ったら、しょうがないなということで済んだと思う。

岡部英則証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 私が初めてこの公文書問題に関与したのは、2003年10月9日9時28分、知事から私のところにメールが来て、そのあと知事に1階知事室に呼ばれた時点からの関与である。私が田附課長と話したのは、知事の指示を受けて、そのあと文書学事課の公開係に、メモということで処理をする可能性はあるのかどうかという確認をして、そのあと田附課長を3階の経営戦略局に呼んだ。

田附保行証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 小林氏から公社へも行って話をしたいということで、私も同行した。公社に技術支援についての話をし、公社へも技術支援に対する協力をお願いした。業者を伴って公社まで同行したということは、非常にまずいことだと思うが、私としては、断り切れなかったというのが現状である。

最初は小林氏から県内企業優先とした入札にしてほしいという話があり、私が技術支援に協力してもらわなければ、私としても県内企業優先とした入札には取り組めないという説明をした。専務理事からはこれはやむを得ないという回答をもらったという記憶があり、公社が協力してくれるならば、私としても県内企業を優先とした入札については、問題は感じていないと、そこで話した記憶がある。

- ・ 小林氏から、議会でも陳情が採択されたこともあり、ぜひ県内企業優先とした入札に取り組んでほしいという話の中で、私が、県内企業は特に技術的なノウハウの少ない企業が多いため、どうしても技術支援が必要なのでぜひお願いしたいとお願いした。流域についても技術支援をお願いしたいと前々から言っていたが、協力するという返事は正式にはもらっていなかったで、そのときに特にお願いしたということである。

【 に関する証言】

- ・ 文書公開請求のときに、公開請求の対象となる可能性のある文書は、全部で5

種類である。4月16日付けの文書は、両方とも公社でつくったと聞いている。

松沢克典証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 配置する技術者の数は下水道課と公社で議論をして、なかなか結論が出なかった。
- ・ 一抜け方式を17年度に採用したのは、受注機会の確保と県内業者の育成を考え、大手とのJVを認めたので、県内業者が数多く流域下水道に参加してもらいたいという考えがあり、生活排水対策室の中で検討をして決めた。県内業者の受注機会の確保は、知事の政策でもあり、県議会でも決議を行い（「公共工事等における入札制度の改善を求める決議」平成15年7月11日議決）、業者からも要望があったということもあった。16年度は、流域下水道の入札について、県内業者に限っていたが、結果的には応札数が少なく、競争性が働かなかった。県外の大手を入れてJVを認めれば応札者が増えるのではないかとということで、17年度はそうように変えており、16年度と17年度の大きな変更点はそこである。
- ・ 諏訪湖は溶融炉、高度処理があり、標準法の運転よりも難しいため、溶融炉の運転管理経験がなければとても安心して任せられないということがあり、16年の反省を踏まえて、17年度は溶融炉を分離することとした。平成17年度は一般競争入札で行い、4業者が応札した。下水道の溶融炉は全国でも数が少なく、溶融炉の運転管理ができる会社は数社に限られてしまう。

溶融炉は稼働率が80%というのが、諏訪湖の溶融炉の設計の基準だが、定期点検に非常に手間暇がかかり、しかも運転管理が非常に難しいという施設で、普通の業者は手が出せない。

第11回委員会（平成17年9月2日）の概要

証人	岡部英則	（元県経営戦略局参事）
	田附保行	（元県土木部下水道課長）
	小林公喜	（元県総務部長）
	北原俊樹	（元田中知事秘書）

岡部英則証人の証言

【 に関する証言】

- ・ （公文書公開請求書の流れについて）文書学事課で受け付けし、そのコピーが各主管課に届けられる。この場合、4通ほど請求があり、その中の一つが知事後援会幹部の働き掛けに関するものであったと思う。窓口で、全般にわたると広すぎるのである程度、部局の特定をする。

請求書の写しが私のところに送られてきたので、私が1通コピーをとり、それを秘書に渡して知事に届けるということである。そのあと情報公開係は、各部の主管課へ、公開請求があったということで請求書の写しを持っていくという手順になっていたと思う。（公開請求があったことを知ったのは）遅くても次の日には公開請求書が私の手元に来ていたと思う。

- ・ 監理課長によると、公開請求書の写しが下水道課の管理係に届き、課内を回覧したときに、田附課長がこういうものがあるよということでファイルを出し、これを公開対象文書にして公開するというので進めた。それが監理課に回って、その段階で本当に大丈夫なのかということで、監理課長はもう少し検討したらどうかと話をした。その文書のコピーは公開するというので監理課の庶務係まで来ていたので、それでいいのかということで、田附課長を呼んで話をしたということ聞いた。
- ・ 1階知事室に呼ばれたときに、知事はパソコンを開いていて、知事が北原秘書に意見を求め、秘書が出しづらいところが2、3カ所ある、例えばこんな点だというようなところを知事に意見を述べた。それを受けて、知事は私に、では出しづらいところがあるならば、公開しない方向で調整をとってくれと指示をした。

文書を知事が北原氏に渡して、北原氏がさらさらと内容を見て、「知事の命を受けて動いているとか、これは出さないようにして」とか、そんなところを何カ所か指摘して、「ここら辺はちょっと出しづらい点ですよねと、誤解を受ける点ですよね」というようなことで話をしていた。

もう一回が、15日に知事が病院から帰ってきたあと、知事室に入るか入らないかぐらいで、話はほとんどできなかった。それで3階の経営戦略局に行って、南の窓際のところの北原氏の席で立ち話をし、では今後どうするのかという話をしたと記憶している。3階の経営戦略局に戻って、北原氏の席で話をしたときに、そう言われた。

公文書を公開しないということについては、北原氏は政策担当ということで知事の相談を受け、それに対して政策担当として知事に意見を述べ、その意見を、知事は受け入れて私に知事が指示を出したというのが実態である。

そのときは、私自身が知事に直接意見を申し上げるという状態にはなかったもので、私は遠い存在に置かれており、直接知事室に入るということもその当時はほとんどない状況であった。呼ばれて1階に行き、北原氏に政策担当として知事が意見を求めて、それを知事が採用したということで、私が実行部隊ということである。このものに関して政策を決定したのは知事と北原氏ということで、私は田附課長と実際にやる実務部隊ということであり、私の意見は全然入っていない。

私が持っていた文書の4月16日分には田附課長の印があるので、それは土木部内で何らかの形でコピーされ、土木部内から知事のところへ渡ってきたものと私自身は考えている。文書は知事室で知事から受け取った。その文書は、知事に誰が渡したのかは、わからないが、私が受け取ったものは、知事から直接受け取った文書だということは間違いない。
- ・ この問題については、田附課長と何度も話をし、文書を作成した経過等を田附課長に聞いたところ、自分のつくった文書はフロッピーに保存してあるということであったので、それに対しては、フロッピーから消去するように依頼した。

決裁欄のない4月16日と17日の会議録については、下水道公社からもらった文書だと田附課長から聞いたが、それは下水道公社に返して、受け取らなかったということにするようにということで、事実上は破棄するということだと思う。文書のコピーは、課内に相当広範囲にわたっているということであったので、それは責任を持ってコピーを回収して破棄するように依頼した。

私は、これが私的メモというのはあくまでも口実であって、実態は公文書だということで考えていた。公文書として残すということが非常に危険であり、全体を回収して破棄することである。課長が保有し、しかもキャビネットの中にあるということは、原則これは公文書であると私自身は判断していた。

田附保行証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 私とすれば、技術支援が得られるならば問題ないのではないかという、そういう言い方をしたと記憶している。課の中では、本当に公社が技術支援を本格的にできるのかというような話もあり、諏訪湖はとても無理ではないかという話もあったが、経験の乏しい県内企業が入って、公社が本当にその技術的なサポートができるかということは大分論議になった。そのときは技術支援が得られるということで話をしたが、いずれにしても下水道課とすれば、県内企業優先とした入札の方向へ動かざるを得なくて、それで課の中でもいろいろ話が出た。

諏訪湖流域の結晶化炉は、非常にトラブルが多くて、県外企業がやってもうまくいっていないという話が出て、現地に行って、話を聞く中で、これは県内企業だけでは無理だということになり、諏訪湖だけは県外と県内のJVにするということになったと記憶している。

諏訪湖流域は、県外・県内のJVということで、ほかの処理場とは条件が異なるが、小林氏へ特にお願ひしてそうだったという経過は知らない。知事からの指示も4流域ということだったが、諏訪湖については県内だけでは無理だということもして、そういう中で、そういう方向にしましようとなっていた記憶はある。

【 に関する証言】

- ・ つくったときから個人的なメモだという認識でいた。下水道課の中で、私がそう主張したことに対して、かなり騒然としたのが、10月8日だと思う。私の個人ファイルにそのメモがあり、それを出して話をしたという記憶はある。それが公文書になるか私的メモであるかという議論になった。私は私的メモだということで主張した。それに対して課の職員から、それはおかしいということをやわれた記憶がある。
- ・ 私は技術屋であり、公文書の定義を正しく認識をしていなかったということは事実であり、それまでも個人的なメモだということで認識していた。公文書というものは、一般的には、職印を押印するとか、課内を回覧するものなどは完全な公文書という認識で、それ以外のものは、私的メモだという認識でいた。課内でおかしいという意見の中で、私の公文書に対する認識が誤っていたかなという気がして、それは公文書だと今は認識が変わっている。
- ・ 係長以上の職員に配付した文書は、4月16日付けの文字の大きいもの、4月17日付けのもの、4月23日付けの3通であり、時期とすれば5月1日から6日ぐらいの間だと記憶している。誤って回覧したのは5月20日の打ち合わせメモで、つくったのが5月21日か27日ぐらいの間ではないかと思う。回覧してから1日位して誤って回覧したことに気づいて、中断した直後にそれを処分した。私がつくったのが2通あり、課長補佐がつくったのが1通あった。ほかの2通は、公社からもらったものであった。

私が作成した文書は、公開請求があったときにはパソコンから既に消してあった。それから課長補佐が作成した文書も、パソコンにもフロッピーにも残っていないということであった。

全部の文書を配付したわけではないが、3通の文書は係長以上の職員に配付してあった。それについても回収して、最終的に破棄するということで指示をされ、破棄しているが、課の職員にも、文書学事課まで行って確認して、私的メモだという説明をして、それで各自に、そういうメモ、文書があれば出してもらいたいと回収をお願いしたが、結局、提出されなかった2人の係長の分が残ってしまった。

私が本来なら回覧すべきでないメモを回覧したのが、「5月20日の打ち合わせメモ」である。回覧をすることは適当でないということで、途中で中断して、私が処分した。それで、それ以外の「メモ」については職員から回収して、さらに文書を破棄するように指示を受けて破棄をした。

破棄については、岡部参事から4点の指示がされた。1番目は、文書学事課まで確認し私的なメモだということ。2番目は、下水道課の職員個々に、文書学事課まで行って確認した結果を説明すること。3番目は、課の職員が持っている文書を提出させ、回収するように職員に求めなさいということ。4番目は、回収した文書は、打ち合わせをした相手方にソーシャライズ、コンタクトをとっていないということを理由に文書を破棄することであった。課に戻って、課の職員に1人ずつ話して、メモ等の提出のあったものについては回収した。

破棄の方法は、破って最後にはゴミとして焼却したということであり、時期的には、回収してから1日か2日ぐらいで全部破棄をしている。

小林公喜証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 各部局の受けとめ方は、経営戦略局から話があれば当然知事からという受けとめ方だと感じていた。当時の経営戦略局の職員に対し徹底したのは、一担当者として言ったことが部局から知事の考えだと思われてしまう。また、知事が言っているから従えというような形で各部局と調整をするのは慎んでもらいたい。知事の方針、指示がはっきり出たものははっきり言ってもいいが、そうでない場合には、各部局が知事からの指示だと誤解をされないよう接してほしいと指示をした記憶はある。

【 に関する証言】

- ・ 県の公文書の規定は、職務上作成したもの、また組織的に共有しているものと私も理解をしている。15年10月時点の公文書の公開請求に関しては、私は10月9日の知事あてのメールと、10月15日のメールの部分しか情報が得られておらず、文書そのものも見ることがないというようなことで、職務の怠慢であったという批判は、当然のことだと思う。17年1月に公開請求があったものを公開決定する一連の経過の中で、当時の田附下水道課長が作成した私的文書というものを、私は17年2月3日の時点で見せてもらった。それを見た限りでは、下水道課の、下水道公社の入札制度を改革する上での一連の経過の資料として、当然組織的に活用し職員が共有しているものであることから、公文書ではない

かと思った。複数の文書が発見されたため、組織的に用いられていたと思われる。

北原俊樹証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 知事から指示があったと岡部氏は証言し、その場に私もいたと証言しているが、私自身はそういう覚えがない。本当にそうやって公文書を出さないようにすることができるのかということ、私は岡部氏に言ったことがあると思う。そのときのお話であればそういうことがあったのかなと思う。私の記憶では、経営戦略局の3階の方で話したように覚えている。

知事から指示は何もなかったように思う。私は通常1階にいたので、そこに知事から電話が来て、岡部氏を呼んでおくようにということはあったのかもしれないが、それははっきりしない。そこで、下水道の問題の話、公文書公開の話が行われたという記憶もない。

私は直接、知事からこの問題について岡部氏と話をしようとは言われなかった。その後も、岡部氏に対し、実際にある公文書をなかったことにするというのは大変なことなので、本当にそんなことができるのかというような話はした。迅速に処理しろとは言った覚えはない。

私の記憶では、岡部氏からメモを知事に渡しておいてくれということで預かった。私はその内容を見たところ、働き掛けに関する公文書を私的メモとすべく動いているようなことが書いてあるメモであった。それを知事に渡すときに、「どうしてこれ公開しないのか」と尋ねたところ、「岡部は、これは私的メモだと言っている」という話があったと思う。私自身は、相談してやるようにと言われた覚えはなく、あくまで特命として岡部氏が行っていることなので、岡部氏の自身の責任でどうぞというのが当時の気持ちだったと思う。

この件に関して、岡部氏と話をしたのは、私から本当に出さないようにすることができるのかと言った1回ではないかと思う。あとは覚えていない。当時から知事と岡部氏が常にメールでやりとりをしていて、常に意思疎通を図っていたという状況があった。今回の問題も2人で意思疎通を図っていると思っていた。それまでの話も、私自身の感じ方としては、岡部氏がリードして、知事が従っているのではないかという雰囲気があり、今回もおそらくそういうことだろうということで、知事の話聞いたあと、岡部氏に先ほどのような発言をしたということである。

第13回委員会（平成17年9月26日）の概要

証人 田中康夫（長野県知事）

田中康夫証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 下水道事業の改革は、土木部も含めた全庁的な共通認識である。下水道公社を改革するという点に関しては、全庁的に行っていたというのは先程来申し上げ

ている。

- ・ 公告から入札までが時間が短いという中で、業者の準備が整わないだろうということで中止、延期になったと私は聞いている。この入札の件に関しても、進捗状況に関して適宜報告は受けていたかと思う。ただ、この件は、状況を私よりもより詳しく基本的知識がある野崎氏あるいは土木部が話をする中で決定したものだ記憶している。
- ・ （小林誠一証人とこの件に関して連絡を取ったことがあるかについて）記憶が定かではない。

【 に関する証言】

- ・ 7時48分に田附氏からのメールを受け取り、これを私は7時59分に、経営戦略局の岡部氏の部下に当たる宮津雅則氏にメールを転送している。これに対し、8時52分に「働き掛け、情報公開請求に関しては岡部氏が対応しているので、岡部氏から追って報告があると思います」という宮津氏からメールが来ている。これは大事な問題である。これに関して、岡部氏にも9時28分にメールを転送し、経営戦略局長と小林誠一氏にもこのメールは送っていることは事実である。記憶は定かではないが、岡部氏は情報公開を担当しており、岡部氏は情報公開請求が出た段階でこの当該の部署等と、9日以前から話をしていたということであろうと思う。この日の10時55分に、岡部氏からメールが来ている。メールを岡部氏に出しており、岡部氏にこの問題をきちんと対応するよう伝えているかと思う。岡部氏が担当していたから岡部氏に伝えたということだと思うが、同席者がいたかどうかは定かではない。
- ・ （公開請求された文書を、非公開とするよう指示をしたのは事実であるかとの尋問に対し）いいえ、それはそれぞれ情報公開請求の担当の人間が判断することであり、私からの指示はない。
- ・ 公文書の定義が確立していない中で、このような判断を当該職員が行っていったということである。公文書ではないということの報告も含めて、小林誠一氏にも連絡をとるようという意味で私はメールに書いた。
- ・ 私は、メモであったならば、メモとして破棄をするというようなことは、あらぬ疑いをかけられることであり、これに関して、「破棄は不味いよね」ということをメールで発信している。私はメモであるという判断が出たことの報告を受けたが、それを破棄する、処分をするということは、仮にそれがメモであったとしてもあらぬ疑いをかけられることは、職員にとっても関係者にとってもまずいのではないかという感懐を抱いた。

第15回委員会（平成17年10月14日）の概要

証人	松林憲治	（元経営戦略局参事）
	宮津雅則	（元県経営戦略局政策促進チームリーダー）
	小林公喜	（元県総務部長）
	岡部英則	（元県経営戦略局参事）
	小林誠一	（元しなやかな信州をはぐくむ会 事務局長）

松林憲治証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・（平成15年5月31日付けの松林憲治証人から田中知事あてのメールに「昨日はごちそうになりました。」と記載されていることについて）前日の30日は知事も出席しているので、これについて「ありがとうございました」という一般的な御礼の意味で書いたと認識をしている。
いずれ私に請求が回ってきて、割り勘で支払うという認識であったので、知事が一番上司に当たるので、これは上司に対しての一つの御礼のあいさつという認識で、私はこの文書を書いた。当然、自己負担をしていくという前提で考えていたが、結果的に個人としての支払いが延びてしまっていたということである。

宮津雅則証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・（誰から懇談会に呼ばれたかについて）田中康夫知事である。当時、私は経営戦略局にいたので、口頭でと思う。
- ・私のはっきりと確認したのは、県議会で話題になったころだと思っている。（岡部英則証人の証言にある平成15年9月22日の支払いについては）事務処理という部分は私が携わっているが、田中知事が判断して、指示があったものと考えている。私が知事に指示されて、ホテルに電話して請求書を送るように言ったのか、それとも違うのかについて、正確な記憶がない。
- ・領収書控と請求書控を見たが、署名欄の私の名前は私が書いた字ではない。領収書控は私の字ではないので、私がサインしたものではないことは間違いのないのではないかと思う。書面に記載されている電話番号は、私の当時の公用の携帯電話の番号である。
- ・住基ネットの侵入実験をどの市町村にお願いしてやるのかということが話題になっており、その点を田中知事から話をしてほしいということで、松林氏、岡部氏が呼ばれ、私も呼ばれたと思っている。

小林公喜証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・当時の政策秘書室の政策促進グループの宮津企画員から、何月何日何時からどこで会合を持つので、知事から局長も出るようにと言われているので出てく

ださいというメモをもらって行った。知事という名前を聞いた記憶はある。

- ・ 人事の目的は、経営戦略局を中心とした人事を組むということであり、経営戦略局は15年4月にスタートし、意欲を持って職員は来たが、なかなか思うように動かないことから、経営戦略局をよりよくするために組織を強化しようという考え方があったため、これは絶対漏れてはいけないと考えた。

せっかく意欲があって抜擢された職員がわずか半年で動いてしまうため、それが事前にわかれば仕事に対する意欲もなくなってしまうということから、絶対これは隠さなければいけないと思った。こういう理由で、外でわからないようにやらなければいけないと考えた。人事の情報がどうも事前に漏れている。

これは上に立つ者として非常に恥ずかしいことで、職員を信用できないような職場の状態であり、悪く言えば、人事を担当する職員すらも信用できない。

岡部英則証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・ (誰から懇談会に呼ばれたかについて) その日の午後ぐらいに、知事秘書から今日は空けておくように、知事が話をしたいということで連絡をもらい、県庁で待っていた。
- ・ 9月22日だったと思うが、ホテルで人事案を作成していたとき、ホテルでの作業が終わって、夜の9時ごろだったと思うが、フロントで支払いをする際、担当者がこの請求はしなやか会をお願いしますという話があった。私も、以前のものもあり心配になっていたため、今までのものも知事後援会なのかと確認したところ、そうじゃないかということで、そのとき初めて知った。

小林誠一証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 田中知事と知り合いとなった時期は、平成12年に立候補をするということがマスコミで取り上げられた頃で、田中知事にメールを送ってコンタクトをとった。知事後援会への寄付は最初の知事選挙(平成12年10月)のときと2回目の知事選挙(平成14年9月)のときに、選挙の告示後、それぞれ行っている。知事後援会が設立された時に、知事後援会の会員となった。平成16年まで知事後援会の会費を支払っており、事務局長を務めていた。田中知事が初当選した翌年に「長野県知事田中康夫事務所秘書」という肩書きの名刺を、当時の田中知事の特別秘書と相談の上、作成して、半年程度、使用した。このことは、最終的に田中知事も了承していた。事務所の所在地は、当時、田中知事の住居のあった長野市内のマンションの住所としていた。2回目の知事選挙当選後、車座集会、選挙支援等も活発にやっていた時期があり、日程調整を行う必要があったため、県庁へ来ていることが多かった。平成14年9月以降の1年程度は、その頻度が高かった。
- ・ 平成9年に長野県メンテナンス業協会ということで、県下7社、8社が集まって当時の下水道公社の専務理事と土木部長に、懇談会を開いてもらいたいという陳情書を出しており、そのうちのメンバーの1人が私である。
- ・ 「下水道公社改革の方向」と「下水道公社改革案」を比較しても、よく似て

いるので、どう違うのかというのは何とも言えない。

- ・ 私は下水道事業に対する問題点の指摘を強く言ってきている人間なので、あらゆる人に文書は渡していると思う。私としては、入札制度だけではなく、今までの長野県の下水道行政は一生懸命やってきたのかもしれないが、下水道公社も含めて、結果としてそうではないのではないかと、機会あるごとにあらゆる人に言ってきている。
- ・ 明確な記憶がない。野崎氏が、あの状況で電話をしたということであれば、電話をしたということだと思う。
- ・ （入札の中止に関する県の機関等へのメールの送信について）私は、そういう行動は一切していない。そういうメールは送っていない。長野県のどこにも送っていないはずであり、そういうことをしてないはずである。
- ・ 日時ははっきりしないが、土木部長とは2回会っており、その2回目だと思う。
- ・ 私は、下水道課長と公社へ行った記憶がなく、覚えていない。
- ・ （諏訪湖流域の関係で公社専務理事から電話を受けたことについて）記憶がない。なかったと否定するものではないが、あったか、なかったか自体、全く記憶にない。
- ・ 私の働き掛けで県が方向を簡単に変えるほど、県職員が生やさしいかどうかは、皆さんもよく御存知のことだと思う。手続的なこともあり、いくつもフィルターもかかっているようなので、私一人の働き掛けで変わるとは思わないし、田中知事の後援会をもって、私は別に県の職員に圧力がかったとは思っており、私は純粋に自分の意見を述べたものである。
- ・ 商法上の規定では、株式会社は利益追求の組織で、一切の利益追求の場面で全力を尽くすのが株式会社であり、会社の構成員に課せられた責任である。
- ・ いろいろ名刺営業を禁止したかどうかは不明だが、名刺を積み重ねに来るような行為そのものを禁止していたことは知っている。例えば随意契約等であれば、応札すべきではないという理論も成り立つだろうが、少なくとも一般競争入札の中でやっているものである。公務員以外は全て業者であり、その業者というのは民主主義の頂点にいるのだから、その人がどんな看板を持って公務員の前にあらわれようと、これは遠慮する部分ではない。それに対する公務員、政治家が、どう対応するかということであって、我々がそれに対して「たが」をはめられる理由は全くない。

【 に関する証言】

- ・ 「ダイジョウビかのぉ」というのは、田中知事らしい言い回しで、これは記憶に何となくある。民間では、例えば話をして記録を残すのであれば、相手のサインをもらう等の手続を踏まなかったら何の役にも立たないのに、役所の論理で作成した文書であり、私からしてみるとそのイメージの方が強くある。送られてきたメールについては、一方通行で来るもので何とも言えない。この頃、こういう問題があったというのは多少認識がある。

ただ私にしてみると、県の問題だろうという感覚が強くて、いい印象を持っていない。私が知らない文書を勝手に公文書と言っているわけで、それでもめても、私は腹立たしさはある。実際には来たかもしれないが、そちらの問題な

ので勝手になさいというのが私の一貫した感覚であった。
この件で宮津氏から電話をもらった覚えはない。

第16回委員会（平成17年11月8日）の概要

証人 醍醐 聰 （元「長野県」調査委員会委員）
松葉謙三 （元「長野県」調査委員会事務局長）

醍醐聰証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・ 後援会が支払うということであった。退席する際に松葉委員に会計の話をした際、松葉委員からこれは田中知事の後援会から出ますから結構ですという趣旨の話があった。
- ・ 私的な田中康夫氏という一政治家の後援会の費用負担を受けるということは、私としては全くあってはならないことだと思っており、調査対象の中に田中康夫氏の後援会幹部があり、その団体から費用負担を受けるということは、これは極めて重大な問題だと私は認識した。

私たちは準公務員という立場で委員を任命されており、公的な立場にあったと思う。田中知事の後援会は私的な政治団体であるため、そこから飲食費の負担を受けるということは、そもそも前提が違っている。また、田中知事の後援会幹部の中に、調査委員会の調査対象になると衆目の一致している方がおり、その団体に飲食費の負担を受けるということは、県民から見て疑惑を招くので、それを避けることは、これは委員会としての責任である。

したがって各委員が、自分で自立的にやるべきということで、私は返還した。

- ・ 私が自己負担分を返金したのが5月25日であり、そのあと11月1日に知事後援会から会長名で、「全額を寄附金として処理をしたいので、その旨をお知らせする。もし改めて返金してほしいのであれば、その振込先の口座番号を知らせてほしい」という通知がきた。11月4日付けで寄附金として処理されるのは、私の意思と合っていないので、不同意の通知を配達証明の郵便で送った。それに対して、11月9日付けで知事後援会から、「寄附金という処理をすると伝えたのは取り消したい」という通知が来た。

私は、このような処理にも疑問を感じた。当時は、後援会で負担している状態を早く解消しなければいけないということで、費用を返還したことで終わってしまっていたが、納得できないところがある。知事後援会がした処理は、収入の分類変更だけで、寄附金からその他収入に変えただけであり、私の負担金額が収入となっている事実は変わらない。しかし、私の意思としては知事後援会に拠出したという認識は全く持っていない。要するに、知事後援会が負担した飲食費を私の負担分だけは減らしてもらう必要があり、私の分は知事後援会が負担していないという状態に改めてもらうことが必要である。知事後援会の費用負担から私の自己負担に切りかえてもらうべきであって、費用をマイナスすべきところを、収入の科目変更をしてしまっている。

松葉謙三証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・ 知事の後援会から出されるので支払わなくても結構ですという趣旨で言ったと思う。

（平成16年3月17日の懇談会について）会合を持つこと自体は、会長を含めた2、3人の委員で話し合っ、知事に話をして決めたことであり、当然自費という意味で決めたが、その数日後、会合を持つことを知事に話したところ、知事が後援会から払うと言ったと思う。

- ・ 「長野県」調査委員会のある委員に渡して返還してもらった。
- ・ 醍醐証人が記者会見したことが報道されたことから、疑問に思われるなら返すということは何人かの委員で話し合っ返すことにした。ただし、独立性が害されるものではないということであったが、こういう状況であれば返した方がいいということ返した。自分の飲食代は自分で出すというのは原則だと思う。

しかし、知事後援会の費用負担に害悪があるかどうかは、要するに人からおごってもらおうという程度の話であり、少なくとも税金から飲み食いするよりはましだと思っている。報道をされたから疑惑を持たれると思っただけであって、基本的に疑惑を持たれるとは思わない。知事後援会の幹部と言われる方も、その当時は活動しておらず、形だけの会員だと聞いており、影響を受けると思わなかった。

第17回委員会（平成17年11月18日）の概要

証人	山根敏郎（しなやかな信州をはぐくむ会 会計責任者）
	小林誠一（元しなやかな信州をはぐくむ会 事務局長）
	塚田國之（元しなやかな信州をはぐくむ会 会計責任者職務代行者）

山根敏郎証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・ （田中知事の判断でしなやか会の支出を行っていたかについて）そういう要素もあったことは事実だが、全てではない。
- ・ 一連の経過について、私どもはすべて田中康夫氏の施策と主張を最も有効な形で遂行するための必要な費用と認めている。田中康夫氏が知事に就任してから約6年になる。私どもとすると、田中氏は良いところ6分、悪いところ4分、かろうじていいところが残っているから、悪いところを何とか削って、良いところにしてやっていきたいと思っている。少なくとも、長野県を民主化、変革をする気持ちは良いが、やり方が非常におかしいので、その点は、私は厳しく直させて、来年の8月までだが、有終の美はとりあえず務めさせるようにしたいと思っている。
- ・ 私どもの団体は本当の浄財で成り立っているもので、他のところもやっているからこれは違法ではないと言っても、それは違う。もう二度と認めないと厳しくして、今後は一切認めない。やるならできるだけ長野で使う。そういう形にして、今後はそういう支出は一切ないと思う。

- ・ 当初、醍醐氏に送付した文書については、無知であるのでそういうことをやったと思う。
私が、一昨年(2017年)の12月に会計責任者を引き受ける際に、内容を確認したところ、返還された金額があり、それを寄附として処理したと言われたので、とんでもない話だと言った。企業会計からすれば、原価の戻りで、立替金が戻ったようなものなのに、政治資金規正法の会計方式だと立替金戻しというのは、バランスしないため、出放しとなる。企業会計は利益を計算しなければならないから、立替金で処理するが、立替金ではない形でやっていたからこういうことになった。そういう処理をしないで、困った結果、「その他の収入」としたが、本来は銀行の利息等である。私どもが具体的にわかったのは、醍醐氏等が会費を返還してきてすり合わせる中でわかってきた。醍醐氏の言うことを私も調べたら、そのとおりだと思うので、必要があれば修正等も行いたいと思っている。
- ・ 多くの人から返還を受けたが、率直に言って具体的にどれなのかも全然わからない。
(返還された会費等について、会計処理するためには調査が必要ではないかという尋問に対して)よく理解したので、一生懸命調査したい。そうしないと、今年の処理もできなくなる。責任を持って処理して、委員長に最終的に報告する。

小林誠一証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・ 田中康夫氏から直接、領収書や場合によっては請求書もらったことが大半である。例えば、請求書が出ていないものは、直接私が請求書を送ってもらったものもあるが、大半は私が本人から受け取っていた。
詳細ははっきりわからないが、県の選管に届け出た収支報告書に記載されているものは、拠出していると思う。誰が出席した等に関しては、当然記載がないが、収支報告書に記載されている範囲ではそのとおりの支出があったと考えている。
おおよその宿泊費とか会議費等の説明は聞いたことはあるが、田中康夫氏は知事という政治家であると同時に首長という立場もあるので、細かく内容を必要以上に聞いて、普通だったら知り得ないけれども後援会だから知り得たということがあってはいけないので、あえて深くは聞かなかった。
穂苅氏の手元に通帳と印鑑があり、平成15年当時の支払いの実務は、松本の事務所に事務員もおり、そちらでやっていた。私が長野にいる関係で、その取りまとめはやっており松本へ送って処理をしていたが、取りまとめの段階で、記載事項に必要な項目は、例えば支払い先、日付、金額も含めて、明確に確認したが、誰と会ったという内容は全く聞いていない。
しなやか会はクレジットカードを持っていなかったはずである。支払いは、田中康夫氏の個人的なカードで支払って、しなやか会は領収書もらって、その領収書相当額を田中康夫氏に支払っていた。個々に田中康夫氏の個人のクレジットカードで払ったかと確認はしていないが、概ねそのはずである。具体的には私が取りまとめ、領収書で来る場合と請求書のものもあるので、それを

仕分けして松本へ送って、田中康夫氏の立替分については、私に振り込んでもらったり、私が受け取りに行き、私から田中康夫氏に渡していた。

- ・ 指示というか、こういうことでお願いできないかという支払いの依頼という形であったと理解している。
- ・ 田中知事が活動あるいは行動がされれば、それに伴ってしなやか会も対応したということだと思う。支出が100パーセント、田中知事のものではないが、田中知事にかかわるものはそのとおりである。
- ・ 金額の大きなものは、何回かの分をまとめたという話を聞いたような覚えはある。全体の金額は400万円ということだが、普通に寝泊りするならそんなに掛からない。人を集めて会議をやるという場所をホテルに頼むと、2、3時間で4、5万円の請求が来るので、何回か重ねると結構な金額にはなるというのは、感覚的にはわかっていた。高級かどうかの定義は何とも言えないが、会議室が備わっていてある程度のサービスができるということ、この程度のホテルになるのではないかと思う。

塚田國之証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・ (会計責任者職務代行者という役員について) どういう役割にいつについているかについて、全く私は自覚がない。
- ・ (高級ホテルの利用について) 東京のホテルで400万円のお金が使われているということについては、今初めて聞いた。

第18回委員会(平成17年11月28日)の概要

証人	不破 泰	(元長野県本人確認情報保護審議会会長)
	藤澤幸男	(元県総務部市町村課長)
	岡部英則	(元県経営戦略局参事)
	宮津雅則	(元県経営戦略局政策チーム企画員)
	田山重晴	(元県企画局長)

不破泰証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 平成15年の段階で、市町村のいくつかがインターネットと住基ネットが接続されているところがあり、平成15年5月に審議会が出した報告書の中で、その危険を指摘した。その危険性について、具体的に検証をする意味で、市町村からも本当に危ないのかという意見もあり、その部分についてはきちんと検証すればいいと申し上げたことがある。その部分の侵入実験を県に言ったということであれば、私は確かに発言した。最初、委員会として、5月、6月の段階で必要であったのはインターネットからの侵入について脆弱性があるということで、市町村が安全性を確認するために、個々に侵入実験をすべきであると発言した。そのあと、総務省からセキュリティーに関して、インターネットとの接続を切るように補助金が出たこともあり、9月の段階では長野県下のほとんど

の市町村でインターネットとの接続は切れていた。その意味では、私が申し上げた侵入実験の意味合いは変わってきていると思っている。その後、県が行った侵入実験は、あくまでも県が主体的に行った侵入実験だが、インターネットとの接続部分のチェックというより、内部からのネットワークの脆弱性の検査と理解している。

- ・ 県が行った脆弱性の実験は、8月15日の知事会見で、インターネットからの侵入に関して実験をしたいと知事が発表したのが発端であり、幾つかの市町村でインターネットとの接続が続いていたので、8月19日の審議会で改めて、脆弱性の検査はすべきであると申し上げた。その後、市町村とのインターネット接続はほとんど無くなっていたので、そのときの審議会で話をした侵入実験の意味合いはなくなったが、県が行った内部からの侵入実験について、審議会の中でどうすべきかを議論したことはない。審議会の委員が協力はしているが、審議会としてどういうことを調査すべきであるということを審議したことはない。
- ・ 8月の審議会の議事録の私の発言で、「先ほど知事からも協力要請がありましたので、この侵入実験について吉田委員を中心に協力体制をお願いしたいと思います」と発言をしている。

藤澤幸男証人の証言

【 に関する証言】

- ・ (第一次侵入実験の業者選定について) 私も部の選定委員の一人であり押印した記憶は明快にあるが、日にちの特定は、思い出せない。一次実験も、私は同じような処理の仕方をしたと聞いており、おそらく22日に一括の処理があったと考えている。

岡部英則証人の証言

【 に関する証言】

- ・ (公文書の破棄も含めて知事の指示に従って行動をしたことについて) そのとおりである。
- 【 に関する証言】
 - ・ 侵入実験をどういう形で行うのかという話になり、そのとき、一切の手続を無視して進め、完全にシークレットで実験を行うということについて、知事から話があった。インターネットに接続してある町村がわかると、愉快犯が一緒に入ってきてしまうということがあり、これに対してはシークレットでいくということであった。これは町村からも、完全に伏せてもらいたいという要望があり、もしそれが漏れると、住民も不安に思うだろうということである。
 - ・ 8月15日に県の住基ネットに対する基本的な方針を出し、その時点で侵入実験もあるという表現はしたと思うが、その時点で侵入実験までいくとは考えていなかった。国と共同でやるのかなと私自身も思っていたが、実際に侵入実験をやるということは、8月15日までは意識になかった。8月15日に基本方針を発表して、若干経った時点で、松林氏から知事から指示をされたため侵入実験をやるので、住基ネットとインターネットが接続されている町村へ至急協力の

依頼をしてきてくれと言われた。市町村課の方が市町村とのつながりが強いので、宮尾部長と私と都合がつけば松林氏という3人で行きたいから、その日程を調整してくれということで、住基ネットとインターネットが接続されている町村の名前をこちらに指示をした。

知事から直接、侵入実験をやるということを示された覚えはない。ただ、松林氏から侵入実験をやるということで、その町村に至急依頼をとってくれと言われたので、侵入実験をやると思ったということである。

- ・ 侵入実験は、すべて松林氏が統括しており、私は住基ネットに接続してある町村に宮尾部長と一緒に依頼に行ってきた。協定書を結び、最終的には合意書を取り交わすという話をして、あとの実務は松林氏に依頼をした。
- ・ (補正予算計上をすべきであったのかの認識について) 県の事務として大きな問題であり、これを既存予算の流用で行うことは問題になるだろうという認識があった。議会に説明をして、実験の日時的なものは知事の判断に任せてもらって補正予算で対応するのが当然なのかなと考えている。そういう意味では、その時点で知事にしっかりと申し上げなかったことについて、深い反省をしている。

9月19日に1階の知事室で、西泉課長から財政的な面からきちんとしたものとして実験をしていくべきだという話を受けたが、まだ実験は先だということで、その話は聞き流すような形になった。私は反論することは全くできないので、侵入実験があるならば事前に相談をするということは何度も繰り返して述べただけであるが、課長とすれば、かなり近いだろうと確信を持って話をしていたと思う。知事はそれを聞いていたが、それに対して何も話をしなかったので、完全シークレットということを買けという指示がなされたと考えている。

- ・ (財務上の手続きについて) 市町村課及び情報政策課では、22日に起案文書ができており、それなりの準備はしていた。契約書もつくろうと思えばつくれたが、侵入実験をオープンにしてしまうことになるため、侵入実験をシークレットで行うというために財務規則の手続はとらないということで、時間的に間に合わなかったということではない。
- ・ (契約手続が遅れた理由について) 8月末に財務規則等の手続は行わないで進めるといふ知事の判断があったので、このような形になった。私は表面的な報道関係等に対して対応することになっており、実際の実験をいつどこで実施するということは、組織の中でもごく少数の者しか承知をしない形で行い、特に市町村課に知られない状況で行っていくということであった。私には22日から始めるという連絡は来ていたが、詳細については何の連絡ももらっていない。

宮津雅則証人の証言

【 に関する証言 】

- ・ 担当するようになったのは、途中からであり、当初、技術的な面は松林氏が担当していたが、中途から私が連絡調整を行うようにと言われ、調整連絡の窓口はやっていた。一次実験における実験の一つが終わってその後だったと思う。

田山重晴証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・ 経営戦略局の秘書から、私の秘書を通じてあったと思う。

【 - イに関する証言】

- ・ 正確には記憶はしていないが、平成14年10月頃、中村住宅部長から3階の知事応接へ来るようにというような話があり、稲荷山の話があったという記憶はある。
- ・ 多くの記憶はないが、木質化か木造化か、その段階でどこまでそういう要請に答えられるのかという話があって、現場へ行く必要があるのではないかとということで、そこにいた何人が現場へ行くこととなったことは記憶している。

第19回委員会（平成17年12月2日）の概要

証人	松林憲治（元県経営戦略局参事）
	宮尾弘行（元県総務部長）
	穂苅甲子男（しなやかな信州をはぐくむ会 会長）
	今井竜吾（民間会社役員）
	杉本幸治（元県教育次長）
	山岸直樹（元県教育委員会文化財・生涯学習課職員）
	北原俊樹（元県経営戦略局職員）
	上原五夫（元県教育委員会文化財・生涯学習課長）
	瀬良和征（元県教育長）
	中村芳久（元県住宅部長）
	永井 昇（元県住宅部施設課専門幹兼技術専門員）

松林憲治証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 最終的な県政の政策決定の最終決定権者は知事であるので、最終の判断は知事だと思う。
- ・ （完全シークレットの侵入実験を行うように松林憲治証人が指示をしたかについて）実験の方法は、全世界からの攻撃を防御するという安全性を配慮した上で進めていくのは、住基ネット対応チーム全体としての考え方であり、総務省も同じ年の10月ぐらいに品川区で侵入実験を行った際、事前に侵入実験をやることは、事前に一切公表せず、事後においてその結果を発表した。
国も長野県と同じようなやり方を行った。
- ・ 当時、住基ネットのチームリーダーは岡部英則氏であって、脆弱性調査は、技術的な面と法的、手続的な面があり、実験の指導は、当時、私は情報政策課長であった私の方で担当し、制度的なもの、手続的なもの等の法的な面については、岡部英則氏が担当していたと記憶をしている。

実験については、当時技術的な面で情報政策課がネットワークについては所管していたので、情報政策課長という立場で、私が所管していた。

- ・ 予算の流用は、法的な面は、岡部英則氏が対応チームリーダーとして所管をしており、予算の流用の決裁は一切していない。

（財務規則等の手続きは行わないとされていたかについて）一次も二次も第三者評価も、意思決定を財務規則の処理に則っており、財務規則に則って処理をしたと理解している。

- ・ 仕様書は相手方に示す実験の仕様書であり、積算の根拠は、例えばセキュリティーの安全をチェックする人の1日当たりの単価は1次実験のとき決め、同額の単価で見積もっていた。市町村課が起案した中に、単価がいくらで何日間、勤務するから総額がいくらと起案に残っていると理解している。

宮尾弘行証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 実験の進捗状況等は、当時のチームリーダーの岡部氏から折に触れて報告があった。実験実施にかかわる手続は、事務担当課である市町村課から報告等があった。

穂苅甲子男証人の証言

【 - アに関する証言】

- ・ （知事後援会の懇親会費用の支出について）あとで報告を受けた。いつごろかは、はっきりした記憶はない。
- ・ （ホテルでの人事異動等に関する会議等に関する費用負担について）あとで報告を受けた。当時の事務局長から聞いたと記憶している。
- ・ （報告を受けたのは県議会等で明らかとなった以降かについて）おそらく以後のことと思う。
- ・ （会計に関するチェックを行っていたのかについて）全くない。会計については、事務局長と会計責任者に任せており、私は関与しておらず、全く事前・事後にもタッチしていない。
- ・ 田中康夫知事が県政を改革するという趣旨のもとに、しなやか会から費用を出したことは、当然のことと思っていた。会の規約とも合致していると思う。
- ・ 田中知事が、真に改革を目指して活躍する際、いろいろな人たちとの交渉等を行う立場もあるだろうから、当然その費用はしなやか会が支出すべしと思っている。多額であることについても、地方と違って東京での費用は、田舎にいる我々の立場と違うなという感覚である。
- ・ 会計のことは、事務局長と会計責任者が処理しており、私には相談がない。

今井竜吾証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ 知事が我々の出したものが気に入らないということで、新たに変えるという話があったと記憶している。
- ・ （変更願について）これは違う。私どもの出した仕様書変更一覧は、私ども

がプロポーザルを経て正式な手続をとったにもかかわらず、デザインが気に入らないということでデザインを変えられてしまったことに対する抵抗として、変更願の1ページのキャラクター変更に伴う車体デザインの変更の前に、「車体デザイナー及びキャラクターデザイン」という項目を入れてある。それから、その横の1項として、デザイナーの変更ということで、キャラクターデザインは安齋肇氏であることを記載した文書が抜けている。

また、この仕事を完結するために、私どもは仕事を請け負った。我々は顧客から相談されれば、そのとおりにするしかない。私どもは、完成をさせるためにデザインを変えなさいと言われれば、自信を持って出したデザインなので、当然抵抗する。仕事をやりやすくしてあげるために、安齋氏に発注するのは当社からにした方がいいとは、私から申し出て、県としては、それはありがたいという話に当然なるはずである。私は良心で安齋氏のデザインも受け、私の方から発注することに関しても受けさせてもらった。仕事が終われば資料は捨ててしまうことはあるが、「おはなしぱけっと号」仕様変更一覧の、キャラクターデザインと車体デザインは残しておくべきだと思った。捏造されたかどうかはわからないが、今残っている資料の中で、項目、あるいは金額が間違っているのは事実である。

杉本幸治証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ 教育委員会を代表して、私が知事にデザイン案を話してこいということであったので、知事に話したところ、デザインで疑問があるなら、安齋氏という人がいるからデザインを見てもらったらどうだという話があった。デザイン等を決めて、委託業者でやることになっていたため、簡単にはできることではなく難しいと思った。業者が了解しないことには進めない話であり、担当課に業者の了解が得られない限りは無理だという話をしたら、担当課から私に業者に連絡をしてくれという話があり、連絡をした覚えはある。(事業の責任者について)当然のことながら、教育長には全て報告しており、案件によっては教育長も入って打ち合わせもしている。みんなで相談した上で進めており、私と山岸氏だけで行うということではなく、組織としてやっていた。教育長には報告をしながら、私中心でやったことは間違いない。
- ・ いろいろの相談をしたのは事実である。その中で方法として、全体の事業費が2,000万円を超えていたと思うが、デザイン料は外から出すということがあるので、そういうことは可能ではないかという話が出たようには記憶している。
- ・ 経営戦略局の仲介をするのが平山氏ということで、6日に行ったらどうかという連絡があったと記憶をしている。そのとき、本来は委託業者が行って話をすればいいと思ったが、安齋氏とのコンタクトまでは県でお願いしたいと言われたということもあり、平山氏のところには私と山岸氏が行ったと記憶している。安齋氏が今回のデザインを受けてもらえるか聞いていただきたいという話をしてきたと記憶している。

また、平山氏へは、車体や機能もこれ以上は変更できず、要はデザインだけしか変更できるところはないという条件でも安齋氏に引き受けてもらえるかの

確認をとってもらいたいとお願いしたと思う。

- ・ 平山氏から安齋氏に頼めばある程度の金額が必要となるかもしれないという話が出たかもしれないが、100万円という数字までは記憶はしていない。
- ・ デザインが問題となっており、よりよいものをつくるため、(知事から)サジェスションを聞くのも、業者に納得してもらえるならいいのではないかという思いでやっていた。私は、車両がより良いものになればいいという思いでやってきたが、結果的にこのようなことになってしまっていることは、非常に残念だと思う。

山岸直樹証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ 次長から課長か調整幹かのところへ連絡があって、そこから私に話があった。私が聞いている限りでは、知事に見せたけどなかなか難しかったので、安齋氏に失礼なことをしないで任せたらというような話を聞いたような記憶がある。
- ・ 当時、安齋氏が受けてくれるかわからない状況であったことから、金額が幾らぐらいと言ったら、100万円ぐらいではないかというニュアンスの話であった。100万円程度ではないかというのはそのときの段階で、私の記憶では安齋氏と委託業者が契約をするので、そのときに調整をするということであり、少なくともその日に100万円と決まったという認識はない。
- ・ (出納長が「デザインを安齋氏に依頼した件は庁内でもするな」という旨発言したとされることについて)出納長のところへ、課長と係長がレクに行き、帰ってきたときに、そういう話があったということを知った。
- ・ (変更願の修正について)記憶が定かでないが、もしかすると私が修正して、それで後日、今井氏に、こういう形で変更させてもらいたいと連絡を入れた気もするし、忙しくて連絡を入れるのを忘れてしまった気もする。私のメールアドレスへ送信されていたので、おそらく私以外の人は持っていなかったものだと思う。多分連絡を忘れてしまったのではないかと思うし、そういう意味では非常に軽率な行為であったと反省をしている。

何かを隠ぺいしようとしてやったわけではない。決裁を回す期限が来ていたのに、「おはなしぱけっと号」のプロポーザルが終わったあとの見積書には、車体のデザインという形になっていたが、変更願の関係で提出されたものには、新しくデザイナー等の言葉が出ており整合がとれないのではないかという指摘があり、決裁が途中でとまってしまったため、これ以上委託業者に迷惑をかけられないという理由であった。

北原俊樹証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ (平成15年10月29日に安齋氏のデザイン案を受け取ったのかについて)はっきりとした記憶はないが、おそらくデザインのファックスが届いて、知事に見せたのではないかと思う。
- ・ 杉本教育次長から、今、持っているデザインを安齋氏に見てもらいたいけどどうしたらいいかということで、私に相談があり、通常、安齋氏の窓口は、全部平山氏がやっているのだから、そちらに連絡をとってみるということで、話をした

覚えがある。

- ・ 相場として安齋氏クラスのデザイナーにお願いした場合、大体どのくらいかかるのかを伺い、平山氏から100万円くらいではないかなと返事をもらった。

上原五夫証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ (変更願が修正されたことについて) 決裁権者として、不適切だったと考えている。

瀬良和征証人の証言

【 - イに関する証言】

- ・ 予算要求は教育委員会が行い、予算が通った後、設計、業者選定等は住宅部が行う。予算を要求する立場は、施主である。業者選定等は住宅部だが、あくまでも施主の意向を反映するということが前提にあると思う。木造か、RCかということについては、最終的には施主が予算要求をしているため、教育委員会の責任で決めて、住宅部等の意見を聞きながら決めたということである。
- ・ 知事の公約で循環型社会の建設、できるだけ木を使った学校をつくりたいという意向が、私たちにも伝わってきた。木をふんだんに使った学校、できれば躯体(構造部分)まで木造にしたいという田中知事の意味が私たちにも伝わってきたので、そのような考えを持っていたということである。木質化は、だいぶ前から議論がなされており、様々なところで木質化も教育委員会として進めてきたが、稲荷山養護学校のRCの基本構造を躯体まで木造にすることは、一切考えていなかった。

中村芳久証人の証言

【 - イに関する証言】

- ・ 住宅部は教育委員会から稲荷山養護学校の建築について、建設を請け負うという立場にある。
- ・ (平成14年10月10日に知事から稲荷山養護学校を木造にしたいという話があったことについて) 日にち等は正確に覚えていないが、その時期に知事からそういう話があったことは事実である。住宅部としては、基本設計の段階から、基本的にはRCと考えていたため、かなり驚き、えっというような感じを持った。
- ・ 木造化というのは、RCとRCにプラス木という意味と、全く初めから木造という意味でかなり違ってくると思う。当時とすれば、RCを基本にやっており、もっと木を使えという提案があって、3階の知事応接室で外部の方が見えて、意見を聞いたことがあった。
- ・ 私がRCでできる等の説明をした中で、もっと木を使ってもらえればどうかという話があったように思う。
- ・ 基本設計の図面か仕様書を送ってくれと言われた記憶がある。自分たちが単価を計算するから、県で考えた基本設計の仕様書を示してくれ、それをもとに単価価格を計算するという話であったと思う。仕様書をファックスで送って

れということであった。送付先は島田県議の事務所であったと思う。私の記憶では、プロポーザルのために業者に示す範囲内のものを示したと記憶している。

- ・（「稲荷山養護学校校舎改築計画・県産材の利用について」を受け取ってから、方針が変わったのかについて）きっかけかどうかと言われると困るが、県の住宅部がつくっていた基本計画はRCが基本であるが、あくまでも基本設計の段階であって、値段さえ折り合いがつけば木造ということもあり得るということに気がついたのがその時期である。私はその時期、RCが基本で、もし木造ということがあってもプラスアルファの木造と考えていた。

永井昇証人の証言

【 -イに関する証言】

- ・（木材関係者が同行していることについて）私としては、なぜだろうという疑問は持った。私にしてみれば唐突に外部の人に会うということなので、単にそういう感想を持った。具体的に木造にすべきという話ではなく、できるだけ多くの木材を利用してという話であったと記憶している。木質化を進めるということによいと思う。私の印象では、小田原氏が一番木のことについて造詣が深く、そのことに関わり熱意を持って話をしていたと記憶している。
- ・建設費の話は出た。木造と鉄筋コンクリート造の単価比較という視点で、県とすれば大体どの程度の単価で考えているかという質問に対して、私はそこで答えた記憶がある。
- ・そのときに送ったのは、営繕予算単価だったと思う。詳細の金額については問題があるので、大きな単価を示したように記憶している。坪当たりいくらかという単価のように記憶している。この事業については、解体工事、仮設工事等を含んでおり、すなわち43億円という単価の割り出しにはならないと考えていた。

企画立案、設計に関して、その資料を収集するという目的で、こちらの方から公文書で依頼をするということはあるが、相手から求められるということは経験がない。

第20回委員会（平成17年12月5日）の概要

証人 松林憲治（元県経営戦略局参事）
宮尾弘行（元県総務部長）

松林憲治証人の証言

【 に関する証言】

- ・26日に出席していることは事実だと思うが、知事から住基ネットの実験に関し、「獄中日記でも一緒に書きましょう」ということは聞いた記憶はない。
- ・市町村課の担当が起案をして、住基ネット対応チームリーダーとして岡部氏が決裁をして、総務部長まで決裁をしており、決裁を受けて実施されたと理解をしている。決裁は9月22日で、実験も9月22日であり、決裁前ということではないと認識をしている。

- ・ 第一次のときには岡部氏がチームリーダーで全体としての統括をしていた。私は実験の部分を担当していたが、最終的には知事と打ち合わせをして進めていた。第三者評価についても、私が住基ネットの対応チームリーダーで責任者ということで、知事と「報・連・相」を行って進めていた。
- ・ 私は直接の起案の担当者ではなく、積算根拠は市町村課で起案しており、市町村課で積算したと記憶している。当時の市町村課と情報政策課で、脆弱性調査に当たっての留意すべき点について仕様書を作成した。実験を所管していた情報政策課の職員、起案者は市町村課の担当者が打ち合わせをした上で、仕様書を作成した。必要経費は、情報ネットワークの専門家についての相場があった。したがって、その相場に日数並びに人数を掛けたものが基本になり、そのほか実験に必要な機器等が加わり、長野県までの旅費等を合算して積算されていた。

宮尾弘行証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 侵入実験を直接知ったのは、8月15日の知事会見によって知り、内容はチームリーダーから報告を受けた。
- ・ （予算の流用について）早い段階から私は補正予算で、議会でも議論してもらいたいとの認識は持っていたが、一方では市町村のシステム、住民の情報を守るという要請も大事だと思っていた。
 実験の日取り、場所、内容等をぎりぎりまでオープンにできないという状況も抱えた中で、補正予算を組むというタイミングを失し、一方では既決予算の中でできる情勢もあったということである。知事というよりも、事務方として補正予算計上が実際にできなかったということであろうと思う。私が担当部長として考えを持っていただけであり、具体的に担当である市町村課に指示をしたわけでもなく、知事まで進言されたことはないと思う。
 直接、市町村課長とやりとりした記憶はないが、基本的に補正予算で要求すべきだという認識は一致していたと感じており、共通の認識があったということだろうと思う。当時から市町村課長は、必ずしも実験に反対をしていたわけではなく、実験の内容等についてきちんと説明を受けないと納得できないということ、私に漏らしたことはある。
- ・ 私に手続の説明や伺いをしたのは、担当課の市町村課である。そこに至るまでの過程で、技術的な面では情報政策課のメンバーとも打ち合わせの上、見積もり等の手続を進めたと思う。専門的な部分もあり、あまり記憶にない。内容は相当専門性を帯びたものだと思うが、これに基づいて見積書ができるかどうかという点については、私の知識ではできたとはいえない。

第23回委員会（平成17年12月13日）の概要

証人	佐藤則之	（元県総務部市町村課課長補佐兼行政係長）
	中谷秀幸	（元県企画局情報政策課職員）
	高橋 功	（元県教育委員会こども支援課長）
	上原五夫	（元県教育委員会文化財・生涯学習課長）
	関谷則雄	（元県教育委員会文化財・生涯学習課調整幹兼課長補佐）
	徳竹和幸	（元県教育委員会文化財・生涯学習課課長補佐兼生涯学習振興係長）
	山岸直樹	（元県教育委員会文化財・生涯学習課職員）
	坂本英樹	（元県教育委員会文化財・生涯学習課職員）

佐藤則之証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 市町村課では、相手方との交渉はしておらず、交渉した部局につくってもらった。積算資料について言えば、第一次の場合は情報政策課の中谷氏につくってもらったと記憶しており、第二次は、経営戦略局につくってもらったと思う。部長決裁は22日にとったと思うが、契約書の締結は22日以降だったと思う。22日の朝、責任者の方々に説明をした上で、確認をして持ち回りで回った記憶があり、当然その日のうちに双方押印した契約書が手元にあったということではない。

（決裁が行われた時間帯について）22日であることは間違いないが、昼前に全部決裁が取れたということはないと思う。夜になった記憶はない。午後の早いうちにとれたと記憶している。

中谷秀幸証人の証言

【 に関する証言】

- ・ 契約の手續そのものは市町村課で、技術的な部分の補助が情報政策課の職務だと考えており、契約を結ぶに当たって、基礎になる資料検討、用意、準備には関係している。書類一式を市町村課から預かって、書類への押印等を依頼され、そのとおり実行した。朝、長野駅で書類を渡したが、どこで書類にサインを求めたかは覚えていない。
- ・ （仕様書案を作成する際）積算は前例がなく難しいところがあり、最終的には、セキュリティーの専門家である本人確認情報保護審議会の吉田委員に、侵入実験は、何人ぐらいが何日ぐらいかかるのかを聞いた。それをもとに、今度は人件費の見積もりについて、情報政策課内の例として情報に関するメンター（IT一般に関する助言者）の1日当たりの契約金額があり、それを準用した。仕様書は、土木工事の積算とは違い、ほぼ人件費だけであり、どのぐらいのレベルの人間が何日働くかということはわかるはずなので、費用を積算することは十分可能なことだと思っている。

高橋功証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ こども支援課に残されている書類を見たが、どの部分をどう直したのかなというのが実感である。手を加えたようなことがあるのかという部分においては、唯一心当たりがあるとすれば、昨年委員会の変更の見積書を出せと質問があり、当初こちらに残っていなかった見積書を委託業者から送ってもらった覚えがある。残っていない文書もあるという思いはある。

上原五夫証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ (デザイン変更に係る経過について) 細部までは承知していなかったが、ある程度の流れは承知していた。
- ・ 出納長に話をしたのは、「おはなしぱけっと号」は特殊車両で、道路や橋脚の繰越とは違うため、出納長の意見を伺いに行った。思い出すと、デザイン等の話の中で、安齋氏が出ていたような覚えがある。
- ・ (変更願の内容が修正されたことについて) この件については記憶にない。私からは特に話をした思いはない。

関谷則雄証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ 教育長あるいは教育次長が、知事に相談して助言等を得ていた。それでそれに基づいて課へ指示してきたということで、変更等については、細部については承知していなかった部分もあるが、流れは承知していた。
- ・ (変更願について) この一番上の書類は見たような気はする。内容を見ていると思うが、個々についてどういうことを話したかは覚えていない。

徳竹和幸証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ デザインを変更するという事は、係として承知していた。デザインの変更等は、プロポーザル等の以降、直接のやりとり等はなかったが、変更等のことは承知している。
- ・ (出納長のレクに関して) 年度内は困難という状況が見えたため、予算の繰越等についてレクには伺ったと思う。車に関する予算を繰越することは経験がなかったため、繰越が可能かどうかを相談に伺った。多分そのときの経過の中で、安齋氏の話はしたと思う。
- ・ 事業を進めるに当たり、相談等をする中で進めていたが、ここの部分について記憶はない。最初に見積書があったと思う。それが内容的には当初の契約と細部が出ないような状態で、それについて契約するときにはほかのものを出してもらったという話をした記憶はある。

山岸直樹証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ 私もどうしてこう変わるのか、何でこう書かなければならなかったのか、私はわからなかったため、心当たりを探していったときに、坂本氏が尋ねてきたことがあったため、それでもしかしたらと思って言ってしまった状況である。私自身はその書類を書いたときの記憶がなく、通常はそうは書かなかったし、書く理由がないということしか、私は思い浮かばない。

坂本英樹証人の証言

【 - ウに関する証言】

- ・ 私は言った記憶はない。確かに山岸氏は私の前任であるので、例えば議会の答弁要旨等をつくるときに、文案を持って行って聞いたことがあるのかもわからないが、(山岸証人が証言したことは)私の記憶にはない。

第24回委員会(平成17年12月17日)の概要

証人	島田基正	(県議会議員)
	田附保行	(元県土木部下水道課長)
	小田原健	(木工デザイナー)
	宮澤広一	(木材関係会社役員)

島田基正証人の証言

【 - イに関する証言】

- ・ 同行者は小田原氏と宮澤氏であり、私が知事へのコンタクトの調整をしたと思う。知的障害者、知肢、合併障害者の心身の健康を第一にするには、木を少しでも多く使って稲荷山養護を木質化してもらうということで、小田原氏から強く要望も受けていた。知事に提言する時間を取ってくれということで何回か連絡し、その日にするようになったと思う。私が誘ったというよりも、木を普及させることを一生懸命やっている方が一緒に時間を取らせてもらったということである。その日に提言書は持っていかなかった。その日は、とにかく木質化を図れるきっかけになればということで、意見を聞いてもらいたいということである。
- ・ 少しでも木を使って生かし、知事への提言の機会を生かすためにも、木造あるいは木質は高いと言われているが決してそんなことはないので、一度積算をするから金額を参考にしてくれという話をした。資料は、県で出せる範囲の参考資料を送ってもらえれば、こちらで積算のモデルはつくと申し上げて、その範囲内で送ってもらったと思う。
- ・ 提言書の作成をするために、木造の第一人者の会社の設計責任者に助力をしてもらい、相談して、木造でいった場合どうなるかという資料までつくった。建築基準法等の制限等もあり、可能な限り子供たちに温もりのある環境をつかってやれる可能性、チャンスを生かせるようにする木質化を図る提言書という

形になっている。小田原氏と宮澤氏が私のところへこの提言書をつくって持ってきて、それを私が届けたのではないかなと思うが、しっかりした記憶がない。県は木造が高いと常に言っており、そんなことはないということで我々から提案したものである。木造にした場合はいくら、木をできるだけ使った場合はいくらということを検討する必要があることが背景だったと思うが、私は提案書をつくる専門的なことには関係していなかったため、そこは定かではないが、費用は、RCの約1.2倍かかると書いてある。

田附保行証人の証言

【 に関する証言（証言訂正）】

- ・ 経営戦略局の参事であった岡部英則氏から電話があり、最初に話をしたのは10月8日である。監理課長に相談したのは1回という記憶があるが、岡部参事は3回以上相談した。10月8日に私が2回席をはずしたのは、岡部参事のところへ相談に行ったか、監理課長へ相談に行ったということである。岡部参事から公文書にならない旨、課の職員に理解を得るよう指示され、私が説明したところ騒然となったのが8日であり、岡部参事の方からの指示が最初で、その次が下水道課の中が騒然としたものである。

小田原健証人の証言

【 -イに関する証言】

- ・ 私が知事に会いたいと言った覚えはない。私は全国で森林の間伐材の有効利用を各地でやっており、間伐材を有効利用することは環境を保護する基本になるということは言ったつもりである。稲荷山の話は、かなりあとではないかと思うが、学校をつくるに当たり、木材を利用することは、学校環境には大変いい考えだということをも提案した。
- ・ 稲荷山養護学校を視察した時点では、木造化という意見は出ていなかったと思う。RCで県は進めていたようなので、それに対してできるだけ木質化した方が、断熱性とかいろいろな面で良いのではないかという意見をその場で述べたのではないかと思う。その場では、木造という話は全くした覚えもないし、そういう次元の話ではなかった。学校を建て直すか、それにはどうしたらいいのかという程度の話だったのではなからうかと思う。
- ・ （「稲荷山改築計画・県産材の利用について」を作成したことに関して）非常にいい提案が書いてあるのではなからうかと思う。これは私の手書きのものを、打ち直したものではないかと思う。

宮澤広一証人の証言

【 -イに関する証言】

- ・ （知事との面談の日程について）印象的には急だった印象がある。当時、島田県議に声をかけてもらった。私は材木業をやっているため、誰に対しても、材木についてPRできる場があったらぜひ呼んでもらいたいと言っており、島田県議から声をかけてもらったのかと思っている。材木を多く使ってほしいということを話題として申し上げたと思う。その場でも稲荷山養護学校の話は

出たと思う。

- ・ 県職員、学校職員に案内されながら校舎を見て回ったと思う。現状はこういう建物で、非常に老朽化が進んでいるという話を聞きながら見て回った覚えがある。また、敷地もここを少し広げるという話も出ていたと思う。木造化に対する印象は、本当に老朽化が進んだ建物ということは正直なところ印象として受けた。直すなら木を多く使ってもらえればという印象は受けた。
- ・ （島田基正証人から資料を受領したかについて）3年前のことで覚えていない部分もあるため、はっきり申し上げられない。
- ・ （「稲荷山改築計画・県産材の利用について」を作成したことに関して）作成した覚えがある。小田原氏の意見も参考にして、引用している部分もあるので、小田原氏の名前を入れさせてもらったと思う。知事に言いたいからこのように書いたが、島田基正証人に届けてもらえないかとお願ひした覚えはある。
- ・ （文書に記載された建設費等の金額の積算根拠について）木造の大きな建物等に造詣が深く、ノウハウも持っている方に伺って算定したと思う。この文書を私が作成するに当たっては、木をなるべく使ってもらいたいというつもりで書いた。木造化ということも視野に入れたし、木質化ということも視野に入れた。

2 証言における主な相違点

(1) 下水道公社改革の開始時期について

- ・ 知事である田中康夫証人は、平成17年9月26日の第13回委員会において、平成14年12月25日に自らが指示を行った「下水道公社改革の方向」という文書に関する尋問に対して、「下水道事業の改革は土木部も含めた全庁的な共通認識である。」「下水道公社を改革することに関しては、全庁的に行っていた。」と証言している。
- ・ 一方、土木部長であった小市正英証人は、平成17年8月17日の第7回委員会において、「私どもは12月25日の指示を受け、それをスタートとして、知事からの方針のもとに検討してきた経過がある。」「平成14年12月25日以前に、下水道公社改革に関する具体的な話は、知事からはなかった。」と証言している。

また、下水道課長であった矢澤久男証人は、平成17年8月10日の第4回委員会において、「12月25日以来、私とすれば無理難題な指示で苦労しただけで成果がなかったと思う。」と証言している。

さらに、下水道課課長補佐であった早川守証人は、平成17年8月10日の第4回委員会において、「『下水道公社改革の方向』という大きな命題が示された中で、その方向は青天の霹靂であると上司等から聞いている。」と証言している。

(2) 下水道公社改革の検討過程について

- ・ 下水道課長であった田附保行証人は、平成17年9月1日の第10回委員会において、平成15年9月定例会が終了した後、小林誠一証人が田附下水道課長と同行して田中下水道公社専務理事と面談したことに係る尋問に対して、「技術支援が一番の話であった。下水道公社が技術支援という協力をしてもらわなくては、県内企業優先の入札には取り組めないという説明をした。田中氏は、その際、やむを得ないという回答をした記憶がある。公社の方で協力してくれるのであれば、県内企業優先の入札に問題ないと話をした記憶がある。」と証言している。
- ・ 一方、下水道公社の専務理事であった田中邦治証人は、同日の委員会において、「下水道公社では、技術協力の話はなかった。」「私は技術的なことはわからないので、部下に必ず聞く。技術支援をするためにできている公社なのに、そこへ技術支援の話をするには考えられず、もし、慣れない県内業者がやるのであれば公社の技術者を増やしてもらいたいという要望は必ず出す。」「県内業者の選定基準は下水道課が決めることで、私には権限がない。」と証言している。

(3) 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書の認識について

- ・ 田附保行証人は、平成17年8月31日の第9回委員会において、下水道関係の働き掛けに関する文書の公文書性に係る認識についての尋問に対して、「私が文書を作成するときから私的メモだと考えており、公社等が作成した文書についても私的メモだという感覚でいた。」と証言している。

- ・ 一方、経営戦略局参事であった岡部英則証人は、平成17年9月2日の第11回委員会において「これが私的メモというのはあくまでも口実であって、実態は公文書だということで考えていた。公文書として残すということが非常に危険であり、全体を回収して破棄することである。課長が保有し、しかもキャビネットの中にあるということは、原則これは公文書であると私自身は判断していた。」と証言している。

また、下水道課課長補佐兼流域下水道係長であった中野守雄証人は、平成17年8月31日の第9回委員会において、「内容を見ると明らかに仕事にかかわることである。これはもう公文書であるから、当然公開請求があれば公開しないと後々こういう事態になると考えた。これは私的メモだと理解していた職員はだれもいないと思う。」と証言している。

さらに、総務部長であった小林公喜証人は、平成17年9月2日の第11回委員会において、「下水道課の、下水道公社の入札制度を改革する上での一連の経過の資料として、当然組織的に活用し職員が共有しているものであることから、公文書ではないかと思った。複数の文書が発見されたため、組織的に用いられていたと思われる。」と証言している。

(4) 岡部証人が田附証人に指示をした時期について

- ・ 岡部英則証人は、平成17年9月1日の第10回委員会で、「私が初めてこの公文書問題に対して関与したのは、2003年10月9日9時28分、知事から私のところにメールが来て、そのあと知事に1階知事室に呼ばれた時点からの関与である。」と証言している。
- ・ 一方、田附保行証人は、平成17年12月17日の第24回委員会において、「平成15年10月8日の岡部氏との最初の話の中で、公文書には当たらないのではないかと強く言われ、このことを下水道課職員に説明し、理解を得るよう指示をされた。」と証言している。

(5) 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に関する知事の指示について

- ・ 岡部英則証人は、平成17年9月2日の第11回委員会において、「1階知事室に呼ばれたときに、知事はパソコンを開いていて、知事が北原秘書に意見を求め、秘書が出しづらいところが2、3カ所ある、例えばこんな点だというようなところを知事に意見を述べた。それを受けて、知事は私に、では出しづらいところがあるならば、公開しない方向で調整をとってくれと指示をした。文書を知事が北原氏に渡して、北原氏がさらさらと内容を見て、『知事の命を受けて動いているとか、これは出さないようにして』とか、そんなところを何カ所か指摘して、『こちら辺はちょっと出しづらい点ですよと、誤解を受ける点ですよ』というようなことで話をしていた。」と証言している。
- ・ 一方、田中康夫証人は、平成17年9月26日の第13回委員会において、「メールを

岡部氏に出しており、岡部氏にこの問題をきちんと対応してくださいということは伝えているかと思う。」(公開請求された文書を、非公開とするよう指示をしたのは事実であるかとの尋問に対し)「いいえ、それはそれぞれ情報公開請求の担当の人間が判断することであり、私からの指示はない。」と証言している。

また、知事秘書であった北原俊樹証人は、平成17年9月2日の第11回委員会において、「知事から指示があったと岡部氏は証言し、その場に私もいたと証言しているが、私自身はそういう覚えがない」、「働き掛けに関する公文書を私的メモとすべく動いているようなことが書いてあるメモを知事に渡すときに、『どうしてこれを公開しないのか』と尋ねたところ、『岡部はこれは私的メモだと言っている』という話があったと思う」、「それまでの話も、私自身の感じ方としては、岡部氏がリードして、知事が従っているのではないかという雰囲気があり、今回もおそらくそういうことだろうということで、知事の話聞いたあと、岡部氏に先ほどのような発言をした。」と証言している。